

IP通信網サービス契約約款 別冊（企業向けOCN）【現改比較表】 2020年7月1日時点

～2020年6月30日

2020年7月1日～

▲ I P通信網サービス契約約款 別冊

（オープンコンピュータ通信網サービス

（第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます）

目次 （略）

第1章～第10章 （略）

別記

1～8 （略）

9 契約者カードの貸与

(1) （略）

(2) 契約者カードの貸与を受けている第6種契約者は、その第6種契約の解除があったとき又は契約者カードの利用の終了があったときは、その契約者カードを次のとおり取扱うものとします。

ア （略）

イ タイプ7の場合

第6種契約者への所有権の移転にするものとし、第6種契約者は、あらかじめこれに同意するものとします。この場合、当社は、契約者カードを構成する物質について、第6種契約を申込み者又は第6種契約者に開示し、第6種契約者は、法令に従い、自己の責任と費用負担において、契約者カードを処分するものとします。

料金表

通則 （略）

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1 利用料金

1～3 （略）

▲ I P通信網サービス契約約款 別冊

（オープンコンピュータ通信網サービス

（第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます）

目次 （略）

第1章～第10章 （略）

別記

1～8 （略）

9 契約者カードの貸与

(1) （略）

(2) 契約者カードの貸与を受けている第6種契約者は、その第6種契約の解除があったとき又は契約者カードの利用の終了があったときは、その契約者カードを次のとおり取扱うものとします。

ア （略）

イ タイプ7の場合

契約者カードの所有権は当社から第6種契約者へ移転するものとし、第6種契約者は、あらかじめこれに同意するものとします。この場合、当社は、契約者カードを構成する物質について、第6種契約を申込み者又は第6種契約者に開示し、第6種契約者は、法令に従い、自己の責任と費用負担において、契約者カードを処分するものとします。

料金表

通則 （略）

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1 利用料金

1～3 （略）

～2020年6月30日

2020年7月1日～

4 第6種契約に係るもの

4-1 適用

区 分	内 容				
(2) 品目及び細目に係る料金の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目及び通信又は保守の態様による細目を定めます。</p> <p>ア 通信の態様による細目</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) アクセス回線の細目等による区別</p> <p>A～D (略)</p> <p>E タイプ7</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 (略)</p> <p>2 当社は、タイプ7について、次に定めるところにより、ライフサイクル管理機能(第6種契約者がサスペンドをすることができる機能をいいます。以下同じとします。)を提供します。この場合、「サスペンド」とは、その第6種契約の通信を一時的に利用不可とすることであって、その期間中、その第6種契約の料金コースに対応する定額利用料とは異なる定額利用料が適用されることをいいます。以下同じとします。</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) サスペンドの開始に係る条件は、次のとおりとします。</p> <p>A その開始日の翌日から、その第6種契約の通信料コースの基本容量を削除します。</p> <p>B (略)</p> <p>(オ) サスペンドの解除に係る条件は、次のとおりとします。</p> <p>A その解除日の当日から、その第6種契約にその第6種契約の通信料コースの基本容量を再適用します。</p>	区 別	内 容	(略)	(略)
区 別	内 容				
(略)	(略)				

4 第6種契約に係るもの

4-1 適用

区 分	内 容				
(2) 品目及び細目に係る料金の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目及び通信又は保守の態様による細目を定めます。</p> <p>ア 通信の態様による細目</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) アクセス回線の細目等による区別</p> <p>A～D (略)</p> <p>E タイプ7</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 (略)</p> <p>2 当社は、タイプ7について、次に定めるところにより、ライフサイクル管理機能(第6種契約者がサスペンドをすることができる機能をいいます。以下同じとします。)を提供します。この場合、「サスペンド」とは、その第6種契約の通信を一時的に利用不可とすることであって、その期間中、その第6種契約に対応する定額利用料とは異なる定額利用料が適用されることをいいます。以下同じとします。</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) サスペンドの開始に係る条件は、次のとおりとします。</p> <p>A その開始日の翌日から、その第6種契約の基本容量を削除します。</p> <p>B (略)</p> <p>(オ) サスペンドの解除に係る条件は、次のとおりとします。</p> <p>A その解除日の当日から、その第6種契約にその第6種契約のサスペンドの状態となる前の基本容量を再適用します。</p>	区 別	内 容	(略)	(略)
区 別	内 容				
(略)	(略)				

～2020年6月30日

B その解除日の当日から、その第6種契約にその第6種契約の通信料コースの定額利用料を再適用します。

(カ) (略)

3 当社は、タイプ7について、通信中断機能（その第6種契約の通信を一時的に利用不可とすることであって、その期間中、その第6種契約の料金コースに対応する定額利用料が適用されることをいいます。以下同じとします。）を提供します。

4～5 (略)

6 当社は、基本容量シェアグループを構成する第6種契約の解除があったときは、その翌日にその第6種契約を基本容量シェアグループから除外します。

7 当社は、基本容量シェアグループを構成する第6種契約にサスペンドがあったときは、その翌日にその第6種契約の基本容量を当該サスペンドがなされた月の備考備考9(2)又は(3)に定める基本容量の合計から除外するものとします。

またこの場合において、当該サスペンドがなされた第6種契約のその月の通信料は、当該サスペンドがなされた月のその基本容量シェアグループでの通信料の合計に含まれるものとします。

8 当社は、基本容量シェアグループを構成する第6種契約においてサスペンドの解除があったときは、その翌日にその第6種契約の基本容量を当該サスペンドがなされた月の備考備考9(2)又は(3)に定める基本容量の合計に追加するものとしま

2020年7月1日～

B その解除日の当日から、その第6種契約にその第6種契約のサスペンドの状態となる前の定額利用料を再適用します。

(カ) (略)

3 当社は、タイプ7について、通信中断機能（その第6種契約の通信を一時的に利用不可とすることであって、その期間中、その第6種契約に対応する定額利用料が適用されることをいいます。以下同じとします。）を提供します。

4～5 (略)

6 当社は、基本容量シェアグループを構成する第6種契約の解除があったときは、その翌日にその第6種契約を基本容量シェアグループから除外し、同時にその第6種契約の基本容量を当該解除がなされた月の備考9(2)又は(3)に定める基本容量の合計から除外するものとします。

またこの場合において、当該解除がなされた第6種契約のその月の通信量は、当該解除がなされた月のその基本容量シェアグループでの通信量の合計に含まれるものとします。

7 当社は、基本容量シェアグループを構成する第6種契約にサスペンドがあったときは、その翌日にその第6種契約の基本容量を当該サスペンドがなされた月の備考9(2)又は(3)に定める基本容量の合計から除外するものとします。

またこの場合において、当該サスペンドがなされた第6種契約のその月の通信量は、当該サスペンドがなされた月のその基本容量シェアグループでの通信量の合計に含まれるものとします。

8 当社は、基本容量シェアグループを構成する第6種契約においてサスペンドの解除があったときは、その翌日にその第6種契約の基本容量を当該サスペンドの解除がなされた月の備考9(2)又は(3)に定める基本容量の合計に追加するものとし

～2020年6月30日

2020年7月1日～

す。  
またこの場合において、当該解除がなされた第6種契約のその月の通信量は、当該解除がなされた月のその基本容量シェアグループでの通信量の合計に含まれるものとします。

9～15 (略)

(ウ)～(カ) (略)

イ (略)

ウ (略)

4-2 (略)

5～6 (略)

第2～第3 (略)

第2表 (略)

第3表 附帯サービスに関する料金

第1～第5 (略)

第6 特定加入者回線に係る端末設備等使用料

1～2 (略)

3 端末設備の提供等に関する工事費

ア 特定加入者回線が東日本電信電話株式会社に係るもの

	単 位	工事費の額
端末設備の提供に関する工事費	(略)	(略)
備考 配線設備多重装置の提供等に関する工事における訪問時刻指定工事費については、料金表第2表(工事に関する費用)の規定に準じて取り扱います。		

イ 特定加入者回線が西日本電信電話株式会社に係るもの

	単 位	工事費の額
端末設備の提供に関する工事費	(略)	(略)

ます。  
またこの場合において、当該解除がなされた第6種契約のその月の通信量は、当該解除がなされた月のその基本容量シェアグループでの通信量の合計に含まれるものとします。

9～15 (略)

(ウ)～(カ) (略)

イ (略)

ウ (略)

4-2 (略)

5～6 (略)

第2～第3 (略)

第2表 (略)

第3表 附帯サービスに関する料金

第1～第5 (略)

第6 特定加入者回線に係る端末設備等使用料

1～2 (略)

3 端末設備の提供等に関する工事費

ア 特定加入者回線が東日本電信電話株式会社に係るもの

	単 位	工事費の額
端末設備の提供に関する工事費	(略)	(略)
備考 配線設備多重装置の提供等に関する工事における訪問時刻指定工事費等については、 <a href="#">そのオープンコンピュータ通信網サービスに係る工事の施工内容に応じて</a> 、料金表第2表(工事に関する費用)の規定に準じて取り扱います。		

イ 特定加入者回線が西日本電信電話株式会社に係るもの

	単 位	工事費の額
端末設備の提供に関する工事費	(略)	(略)

～2020年6月30日	2020年7月1日～
<div data-bbox="271 225 1079 339" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>備考 配線設備多重装置の提供等に関する工事における訪問時刻指定工事費については、料金表第2表（工事に関する費用）の規定に準じて取り扱います。</p> </div> <p data-bbox="264 384 495 408">第6の2～第13 （略）</p> <p data-bbox="248 421 427 445">料金表別表 （略）</p>	<div data-bbox="1158 225 1966 339" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>備考 配線設備多重装置の提供等に関する工事における訪問時刻指定工事費等については、<a href="#">そのオープンコンピュータ通信網サービスに係る工事の施工内容に応じて</a>、料金表第2表（工事に関する費用）の規定に準じて取り扱います。</p> </div> <p data-bbox="1151 384 1382 408">第6の2～第13 （略）</p> <p data-bbox="1135 421 1314 445">料金表別表 （略）</p>